

スポーツチーム総合保険

(ソフトボールチーム用)



ご契約にあたってのご注意

■ソフトボールとは・・・

ソフトボールとは、大型の軟らかいボールを使用して行う野球と同様なルールの競技です。

■対象とならないソフトボールチーム

この保険では、社会人のチームで競技別実業団連盟に加盟、登録しているチーム、高校・大学の正規の運動部〔いわゆる体育会運動部で競技別大学（学生）・高校連盟等に加盟、登録しているものをいい、同好会は含まれません〕はお引受けの対象となりません。

■ご契約にあたって

- (1) 貴チームの代表の方に保険契約者となっていただきます。加入されるメンバー（監督、コーチ、マネージャーなどの方々を含みます）のお名前、ご住所等をお知らせいただきます。
- (2) チームメンバー全員のご加入を前提にご契約いただきますが、止むを得ないご事情からメンバーの一部の方のみが加入される場合でも、最低9人の方のご加入が必要となります。
- (3) 加入されるメンバーの方は全員、同一の契約セットでのご契約となります。
- (4) ご契約の際、お知らせいただいたメンバー以外の方は補償の対象となりませんので、メンバーの方の中途加入や中途脱退の場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

ご契約セットおよび保険料

チームメンバー1人につき1年間

ご契約セット		SBS	SBC	SBD	
補償内容	賠償 （任意金額/自己負担あり）	賠償責任 （任意金額/自己負担あり）	3,000万円	3,000万円	5,000万円
		死亡・後遺障害	1,000万円	1,800万円	2,500万円
		入院（日額）	2,000円	3,000円	5,000円
		通院（日額）	1,000円	1,500円	2,500円
	見舞費用	50万円	50万円	50万円	
	臨時費用	20万円	20万円	20万円	
一時払保険料		1,500円	2,000円	3,000円	

(注1) 上記以外のセットでご契約を希望される場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注2) ご加入人数が20名以上の場合、団体割引をご利用いただけます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

【スポーツチーム総合保険/インフレットR1.10差込用】
(2019年11月) GB19D011094

傷害事故 (傷害補償条項)

日本国内において、被保険者がスポーツチームの一員として活動中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガをした場合に対して、保険金をお支払いします。

(事故例)

試合中に被保険者が相手チームのプレーヤーの打ったボールを追いかけて転倒し、思わぬ大ケガをした。



●傷害死亡保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額(保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いた額とします)をお支払いします。

●傷害後遺障害保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

●傷害入院保険金

そのケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※1を超えて継続した場合に、入院日数に対して1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間※2内の入院を対象とし、1事故につき保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。

●傷害手術保険金

そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間※3内に手術を受けた場合に、1回の手術につき入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。

(注)入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。

●傷害通院保険金

そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に通院※4した場合に、通院日数に対して1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。

(注1) 傷害通院保険金の免責期間・満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間※2内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。

(注2) 通院をしない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を装着せざるを得ない期間は、通院日数に含めてお支払いします。

※1 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。

※2 傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

※3 事故の発生の日からその日を含めて(傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数)に達するまでの期間をいいます。

※4 病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診療を含みます。なお、両月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度において、オンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。

(注)治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。

(1) 次のいずれかによるケガ

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑤ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑥ 被保険者に対する刑の執行
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事実または暴動※1
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑩ 上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染

など

(2) 次のいずれかの場合

- ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2
- ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒

など

※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。

※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、採尿・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

補償事項 マークがある補償をセットされる場合のご注意

補償事項 マークがある補償をセットする場合、被保険者またはそのご家族が加入されている補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*1）の合計額が、損害の額（*2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*1）

・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（*2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*1）を限度とします。

（*1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（*2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

本パンフレットで使用している用語のご説明

共通	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	スポーツ	野球、ソフトボール、バレーボール、サッカーまたはゲートボールのうち、保険証券記載のスポーツをいいます。
	スポーツチームの管理下	スポーツチームの責任者の指揮下、監督下または指導下にある状態をいいます。ただし、スポーツチームの一部の方で行う練習または指導については、責任者が現場に立ち会うものでなければスポーツチームの管理下とはいいません。
	スポーツの競技場または練習場	スポーツの競技、練習または指導を行うのに十分な空間があり、かつ、排他的に利用できる場所をいいます。
	スポーツの競技、練習または指導	スポーツの競技場または練習場において行われる次のものをいい、これに伴うスポーツチームの管理下における準備体操、ランニングおよび競技場または練習場もしくはこれらの付属施設における準備、後始末、更衣、休憩等の付随行為を含みます。 ①競技：スポーツの競技ルールに定められた競技方法によって行われるものをいいます。 ②練習：スポーツの競技を行うのに必要なチーム構成員の技術およびチームとしての連携動作の維持、向上等を目標に、スポーツの競技を行う際に使用される用具等を用いて繰り返し行われるものをいいます。* ③指導：他人の行うスポーツの競技または練習に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。 *練習として他のスポーツを取り入れた場合、他のスポーツを行っている間の事故は対象となりませんのでご注意ください（野球の練習の一環としてサッカーを取り入れた場合、サッカー中の事故は対象となりません）。
	スポーツチームの責任者	スポーツチームの部長、監督、コーチ、マネージャー、キャプテンおよびこれらに準ずる方で、そのスポーツチームを代表している方をいいます。
	治療	医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。
傷害補償	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療*1に該当する診療行為*2 *1 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関及び患部は限定されます。 *2 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、届出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。 *身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます（継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません）。